

## 令和2(2020)年度とちまる健康ポイント事業に係る事務局業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和2(2020)年度とちまる健康ポイント事業に係る事務局業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和2(2020)年度とちまる健康ポイント事業（以下「当事業」という。）に係る事務局業務

### 2 業務の目的

当事業の実施に係る事業PR及びプレゼントの調達・抽選・発送等の業務を委託することにより、事業の魅力向上及び事務の効率化を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3(2021)年3月31日まで

### 4 業務内容

当事業に係る次の業務を実施する。

なお、令和2(2020)年度におけるとちまる健康ポイント事業の仕組は、令和元(2019)年度事業と同様である。

#### (1) 事業PR資材の企画・制作に関する業務

- ・次のPR資材を企画・制作すること。納期は令和2(2020)年4月24日（金）とする。

ア B2ポスター 1,000枚

イ A4チラシ 100,000枚

ウ 店頭配置PR資材 10,000部

当該資材は、フィットネスジムや健診機関、医療機関などの受付カウンター付近に配置することを想定している。A4チラシより小さなスペースでも配置可能であり、手に取ってもらえるような工夫がされていることが望ましい。

エ FUN+WALK アプリクーポン掲出店舗であることをPRする資材 100部

当該資材は、FUN+WALK アプリにクーポンを掲出している店舗の受付カウンターや客席に配置することを想定している。当該店舗においてクーポン提示により受けられるサービスを追記できるとともに、アプリのダウンロードへ誘導できる内容とすることが望ましい。

- ・各資材について電子データも納品すること。
- ・ア及びイの納品場所は、栃木県保健福祉部健康増進課、広域健康福祉センター（5カ所）及び市町（25カ所）とし、ウ及びエの納品場所は、栃木県保健福祉部健康増進課とする。
- ・上記資材に加え、のぼり旗等その他のPR資材の企画・制作を提案することも可能である。
- ・PR資材のデザインの全部又は一部について、甲が本委託業務外において行う事業PRに活用される場合がある。

(2) 働く世代をターゲットにした事業PRに関する業務

- ・栃木県内の働く世代の事業参加を得るため、当該世代が利用するインターネットウェブサイト等の媒体を活用した事業PRを企画・実施すること。
- ・事業PRに当たっては、甲が本委託業務外において「健康長寿とちぎWEB」内に開設する当事業をPRするためのウェブページとの連携について配慮すること。

(3) プレゼントの企画、選定及び調達に関する業務

- ・働く世代の事業参加を促すようなプレゼントの企画、選定及び調達を行うこと。
- ・プレゼントは、県内の特産品又は県内施設利用券とし、1件当たりの上限額は11,000円（消費税等を含む。）とすること。
- ・プレゼントの調達に要する経費の総額は550,000円（消費税等を含む。）以内とすること。プレゼントに係る経費は、委託料に含まれる。
- ・委託業務において調達するプレゼントの件数は、前記条件の範囲内で、多数の事業参加を促すよう工夫し設定すること。なお、4月分のプレゼントには、「とちぎ和牛 すきやき用 400g（3名）」を含めることとする。
- ・プレゼントは甲の承認を得て決定すること。
- ・乙は、決定したプレゼントに関する写真や紹介文等のPR素材を甲に提出すること。
- ・プレゼントについては、見直しを含め甲の要望に柔軟に対応すること。
- ・その他、乙による企業に対する協賛品提供依頼が可能である場合、可能な業務内容を企画提案書に記載すること。

(4) プレゼント当選者の抽選に関する業務

- ・月1回、プレゼントの当選者を決定するための抽選を行うこと。
- ・抽選に関する詳細は、甲乙協議の上決定する。

(5) プレゼント当選・落選の連絡に関する業務

- ・月1回、プレゼント応募者に対し、プレゼントの当選・落選に関する連絡を電子メールにより行うこと。

(6) プレゼントの発送に関する業務

- ・乙は、甲からのプレゼント発送指示に基づき、生産者等に対してプレゼントを発注し、確実に当選者に届けること。ただし、乙の管理の下に生産者等から直接当選者に発送することを妨げない。
- ・プレゼント発送後の当選者からの問い合わせに対応すること。
- ・乙は甲に対し、毎月発送状況の報告を行うこと。
- ・乙は、(3)の業務で調達するものの他、甲が別途調達する協賛企業からの協賛品の発送も行うこと。企業協賛品の件数は500件（箱を用いて発送するもの400件、長形3号封筒で発送するもの100件）を想定している。
- ・プレゼントの品質等の不良による補償等については、乙の過失によるもの以外は生産者等の責任・負担となることから、乙と生産者等の間で契約書等によりその旨確認を行うこと。

(7) とちまる健康シール及び台紙の制作に関する業務

- ・「とちまるくん」の顔を印刷した直径1cm程度のシールを10,000枚（1シート当たり100枚×100シート）制作すること。なお、シールの用途は、県イベント等への参加を証明するも

のである。

- ・上記シールを貼る台紙（A4サイズ）を5,000枚制作すること。なお、台紙の内容等は甲が別途指示することとする。
- ・納品場所は、栃木県保健福祉部健康増進課とする。

## 5 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて、乙と生産者等の間においても本契約と同様の取扱いがなされるように、乙と生産者等の間で契約書等によりその旨確認を行うこと。

## 6 関係書類の整備

乙は、委託業務に係る関係書類を整備し、委託期間終了から5年間保存するものとする。

## 7 留意事項

(1) 委託業務により作成された成果品の著作権は、原則として甲に帰属するものとし、乙は甲の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。

なお、契約時に成果品の著作権の帰属を、甲乙の共有とする場合は、この限りではない。

(2) 成果物については、原則として、甲が複製又は修正を行うことができること。ただし、制作の都合上、やむを得ず著作権を甲に帰属させることができない写真等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、甲の了解を得ること。甲に著作権を帰属させることができない写真等の二次利用については、その都度甲と協議すること。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、乙がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を進めるものとする。